

ヘルパーステーションたんぼぼ指定訪問介護事業所運営規定

(訪問介護・介護予防訪問サービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団・白寿会が開設するヘルパーステーションたんぼぼ指定訪問介護事業所（指定介護予防訪問サービスを含む。以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ヘルパーステーションたんぼぼ

所在地 川崎市中原区小杉町3-428 小杉山協ビル405

(職員の職種と員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 介護福祉士1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。

2 サービス提供責任者 介護福祉士3名（1名は管理者と兼任）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画・介護予防訪問サービス計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等 介護福祉士6名（常勤職員、管理者と兼務1名、非常勤2名
登録型3名）

1級課程修了者1名（登録型1名）

初任者研修課程修了者・2級課程修了者8名（登録型8名）

訪問介護員等は、指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までは休日とする。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割あるいは2割か3割の額とする。

- 1 身体介護
 - 2 生活援助
 - 3 介護予防型
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員は指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスを実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、事業所に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川崎市中原区、高津区・幸区 の区域とする。

(個人情報の保護)

第9条 利用者又は、その家族の個人情報の収集は、適正かつ公正な手段で行なう。

- 2 利用者又はその家族の個人情報利用又は提供は、取り扱い目的の範囲内で行ない、目的外利用及び提供は、利用者又はその家族の了解の下に、利益侵害の恐れのない場合に限るものとする。
- 3 利用者又はその家族の個人情報の漏洩を防止し、適正な管理を行なう。
- 4 利用者又はその家族からの開示訂正の請求には原則として応じるものとする。また苦情があった時は、適正に処理する。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

2. 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3. 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4. 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

5. 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第11条 事業所は、安全かつ適切に質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性、職員の健康管理、事故防止に努める。

2. 事業所は、利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(第三者評価の実施について)

第15条 当事業所の第三者による評価の実施状況は次の通りです。

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	評価機関名称
			結果の開示
			1 あり
			2 なし

2. なし

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年 12 回

2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団白寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
5. 事業所は、適切な指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスの提供を確保する観点から職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等への必要な措置を講じるものとする。
6. 事業所は、指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
7. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団白寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第18条 事業計画及び財務内容に関する資料は、閲覧可能とする。

附則

この規定は、平成17年6月から施行する。

平成22年9月8日に見直ししました。平成23年9月1日に見直ししました。

平成23年12月1日に見直ししました。平成24年5月31日に見直ししました。

平成25年4月1日に見直ししました。平成26年4月1日に見直ししました。

平成26年7月1日に見直ししました。平成27年4月1日に見直ししました。

平成27年7月1日に見直ししました。平成28年4月1日に見直ししました。

平成30年8月1日に見直ししました。平成30年10月1日に見直ししました。

平成31年3月1日に見直ししました。令和3年8月15日に見直ししました。

令和4年1月15日に見直ししました。令和5年12月1日に見直ししました。

令和6年4月1日に見直ししました。